

議案第71号

葛飾区新小岩創業支援施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成23年11月29日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

使用料の額を改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区新小岩創業支援施設条例の一部を改正する条例

葛飾区新小岩創業支援施設条例（平成15年葛飾区条例第44号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「8,300円」を「8,100円」に改める。

別表202 209の項中「60,000円」を「58,800円」に改め、同表201 204 205 206
207 208 210 211 212 213 214 215の項中「29,900円」を「29,300円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第11条第2項及び別表の規定は、平成24年4月以後の月分の使用料について適用し、同月前の月分の使用料については、なお従前の例による。